

傍聴するにあたっての注意事項

- ・ 傍聴者は、傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用すること。
 - ・ 傍聴章を譲渡しないこと。傍聴後退場する際には、傍聴章を返却すること。
 - ・ メモ以外の目的で携帯電話、スマートフォン、パソコン、その他通信機器等は使用しないこと。
 - ・ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
 - ・ 資料配布の際は、事務局の指示に従うこと。
 - ・ 選考委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - ・ 選考委員等の発言に質問を行うことはできない。
 - ・ 傍聴者は会話や笑い声は慎み、みだりに物音を立てないこと。
 - ・ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - ・ 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・ むやみに席を離れないこと。体調不良などやむを得ない場合を除き、途中退席した場合には、再入場することはできない。
 - ・ その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。
- * 上記注意事項に違反した場合は、退場していただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

【事務局：建設部公園管理課 指定管理担当】